



CHAPTER

07

安全・安心な
農林水産物の提供

第7章 安全・安心な農林水産物の提供

目指す姿(5年後)

- 農薬や肥料の適正使用や食品表示の監視などにより、安全・安心な県内農林水産物が適切に生産・流通しています。
- また、畜産物を安定的に供給するため、重大な動物感染症に対する発生予防対策を構築するとともに、万が一発生した場合も、迅速な初動によるまん延防止対策が構築されています。

目指す具体的な状態

- 農薬取締法に基づく農薬の適正使用や肥料法に基づく肥料の安全性確保、農業生産工程管理の導入、動物用医薬品の適正利用などにより、安全な農産物が生産されています。
- また、食品表示法、*米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法に基づく産地情報等の適正表示、赤潮や貝毒等の監視により、消費者の信頼が維持・向上しています。
- 重大な動物感染症に対しては、畜産経営体が自らの農場を守る意識を持ち、飼養衛生管理基準を遵守しています。
- また、野生動物からの家畜への感染ルートが遮断されるとともに、万が一発生した場合も、迅速かつ的確な初動防疫体制が確立され、被害を最小限に食い止めることができます。

目指す姿の設定の考え方

- 県民に対し、安全・安心な農林水産物を安定的に供給することは、農林水産業に関わる全ての者が持つ責務です。
- このため、ルールに基づいた生産、流通が行われるよう指導していく必要があります。
- また、畜産経営体は大規模化が進んでおり、ひとたび家畜の伝染病が発生した場合は、安全・安心な畜産物の安定供給が不安定になり、県民の生活を脅かすリスクが極めて高いことから、迅速に対応できるようリスクマネジメント体制を構築する必要があります。

施策の推進方法

- 市町や関係機関と密接に連携しながら、法令に基づく各種調査や検査を適正に実施するとともに、関係団体とも連携し、農場に対する発生予防の啓発や衛生管理体制の指導・徹底、発生に備えた防疫体制の整備等に取り組んでいきます。

I 安全・安心な農林水産物の提供体制の確保

1 これまでの取組の成果と課題

- 農薬危害防止運動を通じて、農薬適正使用への意識を高めるとともに、農薬使用者・販売者への検査指導を実施し、農薬事故の発生防止に努めました。
- 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく立入検査の実施や、事業者からの相談対応を実施し、適正な表示による流通に努めました。
- G A P（農業生産工程管理）認証取得に向けた研修会や、販売店や飲食店での啓発活動により、G A Pの効果を活かせる生産者の個別認証やJ Aによる団体認証の取得は進みましたが、個別認証では認証コストの負担や実需者が求めるロット確保が厳しいなどの課題から、取組の継続が困難となっています。

指標	基準値 (R1)	直近実績値 (R6)	目標値 (R7)	達成状況
GAP 認証経営体数（累計）	46 経営体	91 経営体	156 経営体	未達見込

- 令和4年4月に加工食品の原料原産地表示制度が完全施行され、生産者や食品関連事業者を対象に、講習会や表示相談対応を行った結果、制度への理解は進みました。
- 原材料の仕入産地が多岐にわたっており、食品表示ミスが依然として認められます。
- 県内農林水産物を原材料に使用している旨を表示している加工食品が、多く製造販売されていますが、その真正性を示す根拠資料の整備が不十分なものも見受けられます。

2 考慮すべき情勢変化

- 食のグローバル化や産地偽装などを背景に、食品の安全性に対する消費者の関心は近年高まっています。
- G A Pの実践は食品の安全性向上や農業経営の改善や効率化に資する重要な取組であり、引き続き推進していく必要があります。

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 農薬の適正使用や肥料の登録・届出に関する指導、生産者へのG A P推進の支援、並びに事業者の食品表示に関する適正化に向けた調査・指導等により、安全・安心な農林水産物の生産と供給に取り組みます。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

（1）安全・安心を提供する生産・供給体制の強化

ア 農業

- 農薬・肥料の安全かつ適正な使用・流通については、引き続き、関係機関と密接に連携しながら、法令に基づく各種調査や検査を適正に実施します。さらに、農薬による危害の未然防止を図るため農薬危害防止運動を実施し、農薬使用者等の農薬の安全かつ適正な使用の意識醸成に取り組めます。また、肥料の登録、届出及び流通が適正に行われるよう、事業者を対象とした周知及び相談対応を行います。
- 更なる安全性の向上に取り組もうとする生産者グループや産地を対象に、研修会を実施し、GAPの実践を支援します。

イ 畜産業

- 安全・安心な畜産物を安定して供給し続けられるよう、動物用医薬品等の適正管理・使用の推進・監視を行うとともに、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく死亡牛のBSE検査の実施に取り組めます。

ウ 水産業

- 毒化した貝類の流通を防ぐため、貝毒検査などの貝毒安全安心対策を着実に実施します。また、赤潮や貝毒等による漁業被害を未然に防止するため、漁場環境を監視します。



GAP基礎研修会



GAP団体認証取得実践研修

（2）安全・安心な食品の提供に向けた取組

- 食品表示等の監視指導については、引き続き、関係機関と密接に連携しながら、各法令に基づく調査や検査の実施、事業者を対象とした周知及び相談対応により、食品表示等の適正化を推進します。



食品表示の監視



食品表示講習会

(3) 消費者の理解促進に向けた取組

- 生産者のGAPの取組など、生産者による安全・安心な農林水産物の生産に向けた取組をホームページ等により情報発信することで、農産物への安心感を高めます。
- 加えて、BSEや貝毒等の検査結果や、関係法令に基づく調査結果等のホームページ等による情報提供を行うことで、消費者の食の安全・安心に対する理解を促進します。
- ホームページ等による食品表示に関する情報提供を行うことで、消費者の食品表示に関する正しい知識の普及啓発を行います。

5 指標

指標項目	前計画策定時 基準値(R1)	現状値 (R7)	5年後の目標値 (R12)
県内農林水産物を意識して購入している人のうち理由として、信頼感を重視した人の割合	—	92.2%	95.0%
<p>(目標設定の考え方)</p> <p>消費者からの県内農林水産物に対する信頼性を高めるため、生産・流通・販売段階での取組の結果、消費者目線で安全・安心を実感できる統一的な指標として設定しました。高水準である現状値(92.2%)を維持・向上させることを目指して、同水準の95.0%を目標として設定しました。</p>			

Ⅱ 重大な動物感染症等の発生予防・まん延防止

1 これまでの取組の成果と課題

(1) 重大な動物感染症の国内・県内発生状況

ア 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況

	国内	広島県
令和2年度	52事例(殺処分 約987万羽)	1事例(殺処分 約13万羽)
令和3年度	25事例(殺処分 約189万羽)	1事例(殺処分 約3万羽)
令和4年度	26事例(殺処分 約1,771万羽)	6事例(殺処分 約168万羽)
令和5年度	10事例(殺処分 約104万羽)	1事例(殺処分 約8万羽)
令和6年度	51事例(殺処分 約932万羽)	未発生
令和7年度	24事例(殺処分 約575万羽)	未発生

イ 飼養豚における豚熱発生状況

	国内	広島県
平成 30 年度以降	104事例確認(殺処分 約44万頭)	未発生

- 県民への安全で安心なおいしい畜産物を安定的に供給するため、家畜疾病の発生予防とまん延防止は極めて重要です。中でも、高病原性鳥インフルエンザや豚熱は、伝染力や致死率が高く、農場で発生した際は、迅速なまん延防止の対応が求められ、畜産経営だけでなく、畜産物の供給不足や価格高騰など県民生活に甚大な影響が生じます。こういった疾病を県では「重大な動物感染症」と位置付け、発生防止とまん延防止対策を講じています。
- 鳥インフルエンザは、平成 16 年 1 月に国内で 79 年ぶりに発生しました。それ以降、ほぼ毎年発生しており、本県では、令和 2 年度に初めて家きん飼養農場で発生しました。
- 豚熱は、国内では平成 18 年度に撲滅した疾病でしたが、平成 30 年 9 月に国内で再度発生が確認され、それ以降継続的に発生しています。
- アフリカ豚熱は国内での発生はないものの、韓国や台湾といった近隣国では継続して発生しています。
- また、口蹄疫は、平成 22 年度に宮崎県で発生して以降国内での発生はないが、アジア地域では発生が続いており、国内への侵入が危惧されています。

(2) 県内での発生予防対策とまん延防止対策

- 鳥インフルエンザは、令和 2 年度に本県の家きん飼養農場で初めて発生して以降、令和 5 年度まで毎年度発生した経験を踏まえ、発生した際に迅速に防疫措置を完了させるための体制整備を行うとともに、国内外の発生状況を踏まえて、県内発生リスク分析に基づく予防措置を進めます。

- 豚熱は、令和4年3月に県内で初めて野生いのししの感染が確認されて以降、野生いのししの感染が県内全域に拡大していますが、野生いのししに対する豚熱経口ワクチン散布や、養豚経営体における施設整備及び飼養衛生管理強化に取り組んだ結果、養豚経営体においては未発生を維持しています。
- 上記以外の疾病については、飼養家畜の定期的な検査や病性鑑定により疾病を摘発し、衛生指導を継続して行っており、法的措置が必要な家畜伝染性疾病は令和5年度以降発生していません。

2 考慮すべき情勢変化

- 近年、全国的に高病原性鳥インフルエンザをはじめとした重大な動物感染症が頻発しており、経済的被害や畜産物供給など様々な影響が生じています。
- アフリカ豚熱や口蹄疫などは、国内での発生はないものの、海外での発生が続いていることから、今後、人の移動や国外からの畜産加工品の持ち込み等に伴い、新たな家畜伝染病が国内に侵入してくるリスクがあります。

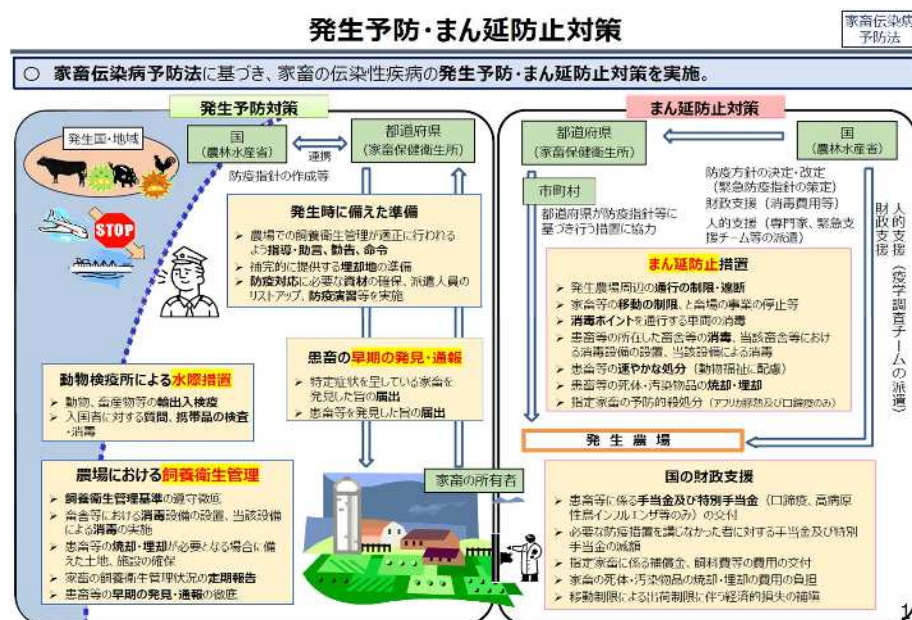


図1 家畜伝染病予防法による家畜疾病の発生予防とまん延防止対策(農林水産省HPより)

3 目指す姿の実現に向けた取組の方向

- 持続可能な経営を行う上で、収益や生産性に影響を及ぼす家畜伝染性疾病への対策は重要なため、飼養衛生管理基準の遵守指導及び計画的な家畜疾病検査体制の確保により危機要因を確認し、発生防止対策に取り組み、家畜伝染性疾病による損耗防止を図ります。
- さらに、法律改正や新たな疾病への対応、状況に応じた対策の見直しと農場発生時の対応計画の更新などを継続して行うことで、発生予防対策とまん延防止対策の更なる改善を進めます。

4 具体的な行動計画（具体的な取組内容）

(1) 発生予防対策：原因を農場内に持ち込ませない対策

ア 飼養衛生管理の徹底、全農場関係者の意識の醸成

- 畜産経営体は、疾病の原因となるウイルスなどを「自農場内に持ち込ませない」という方針のもと、経営者から従業員まで同じ認識を持つ必要があります。
- このため、平常時から畜産経営体に勤務する全ての人が飼養衛生管理基準を学べるよう研修資料や研修動画を作成し、共有することにより、衛生管理の基本行動に係る意識醸成を図ります。

イ 畜産経営体ごとの農場衛生管理体制の構築

- 毎年度、前シーズンに発生した*疫学情報を基に、「リスクポイント」について畜産経営体と共有し、改めて自農場における取組の振り返りを行うことにより、農場内ルールや農場内対策の更新（アップデート）を促し、農場内での運用により弱点の改善を進めます。

ウ 野生動物対策

- 疾病原因となるウイルスなどを農場に持ち運ぶ要因として、野生動物等の関与が指摘されているため、野生動物等の農場内への侵入防止対策や農場内における履物や衣服の交換を行うなど、原因を持ち込まないための農場入退場のルールの再徹底を指導するとともに、消毒薬の配布支援も継続します。

『発生』＝『内部要因リスク（農場への侵入）』×『外部要因リスク（県内への侵入）』



図2 重大な動物感染症の発生予防対策の構造（新しい知見に合わせて更新する）

(2) まん延防止対策

ア 農場ごとの防疫対策(対応計画)の策定

- 万が一の発生を想定し、畜産経営体ごとの発生時のまん延防止措置を「対応計画」として作成し、発生後のまん延防止に備えます。

イ 迅速な初動によるまん延阻止(殺処分ほか)

- 疾病発生時には、多くの人や資材が発生農場に集まり作業を行うことになることから、粉塵等によりウイルス等が拡散する可能性があります。ウイルス等の拡散を防止するため、発生農場内での作業動線の遵守や初動の拡散防止措置を行います。

ウ 分割管理による被害拡大抑制

- 大規模経営体においては、万が一発生した際は、畜産物の安定供給に甚大な支障が生じることから、まん延防止の対策コストや経営再建コストなどのリスクが極めて大きい状況となります。これらの影響を軽減するため、農場を衛生的に分割して管理する仕組みの導入検討を指導し、希望する経営体に対して導入支援を行います。

エ 迅速な防疫措置(焼却、埋却)

- 迅速な防疫措置を進めるためには、最終処分方法が事前に決定している必要があります。このため、畜産経営体が準備している埋却地の事前確認及び埋却地が不足する場合は必要な土地を確保するよう継続して指導します。さらに、繰り返し発生した場合には、埋却地の確保が困難となるため、市町及び民間事業者の協力が得られるよう、事前調整や協定締結等により、焼却処分が実現可能な体制を構築します。

『まん延』=ウイルスの増殖(『宿主』×『病原体』)×ウイルスの拡散(『感染経路』)

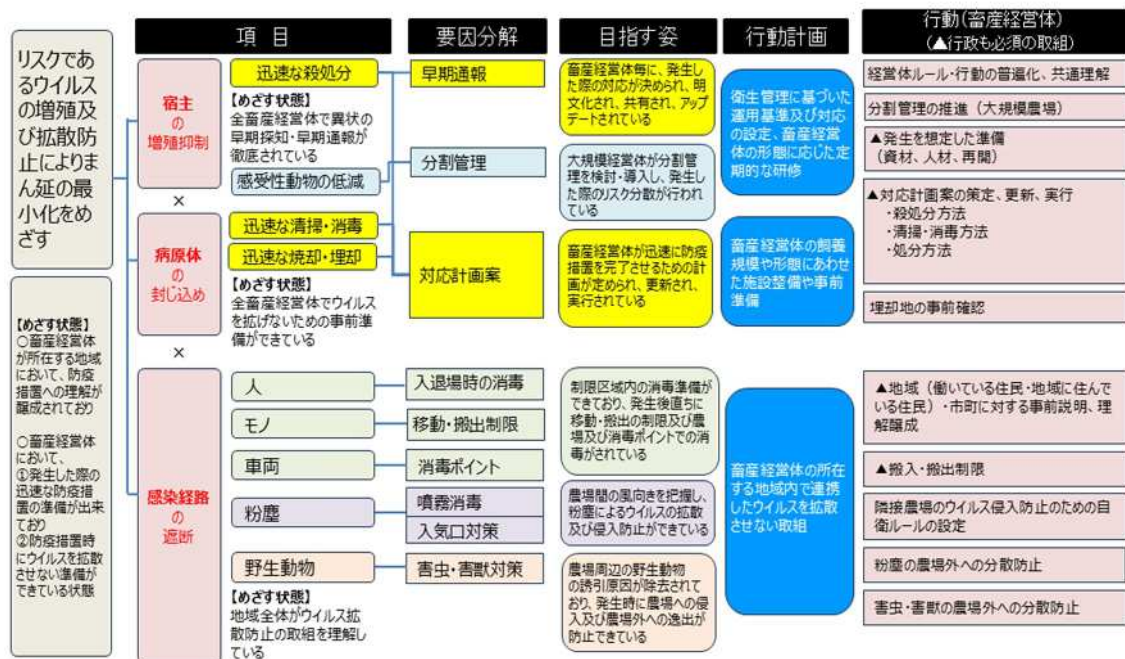


図3 重大な動物感染症のまん延防止対策の構造(新しい知見に合わせて更新する)